単　価　契　約　仕　様　書

教育委員会事務局総務部学校事務支援室
（担当：石原・西村：８４１－３６８５）

件名	（単価契約）京都市立学校・園等産業廃棄物処分業務　ただし南区
形状・寸法	予定数量に示す産業廃棄物（混載）
予定数量	混載：　50,000　kg ※学用品・教材・オフィス家具等を主とするが、少量の廃タイヤやコンクリート等を含む。なお、予定数量はあくまで予定であり、排出数量が大きく変動する可能性があるが、数量の変動による契約変更は行わない。 ※上記混載の内には、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類を含む。 ※上記以外に処分にあたって必要な情報等に変更が発生した際には、別途教育委員会から文書をもって通知するものとする。
契約期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日
契約条件	１　総則 （１）本業務は京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。 （２）受託者（以下、「乙」という）と京都市（以下、「甲」という）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。 ２　処分の内容 別紙１の学校・園及び行政区内に事務所等が存在する教育委員会事務局の所属（以下、「学校・園等」という）から排出される産業廃棄物の処分を下記のとおり実施する。 （１）受託者の条件 乙は、甲から交付される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分業の許可証の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を受けた者でなければならない。 （２）処分方法 許可証に記載の処分方法に基づき適正に処分すること。 （３）搬入方法 ア　学校・園等から排出される産業廃棄物の搬入は、甲が別途契約する収集運搬業者（以下、「丙」という）が行う。搬入の際、丙が甲と契約した者であることを示す方法等については、契約後に別途協議のうえ決定する。 イ　搬入は契約期間の間、乙の処分場の営業時間の間、随意に行うものとする。ただし、原則として３月中旬以降（時期等は契約後に別途指示）の搬入は行わない。 ウ　搬入される産業廃棄物は通常「混載」で搬入されるため、適切に対応すること。

	エ　乙は処分場において、搬入された産業廃棄物を適正な方法で計量しなければならない。 オ　その他搬入時に必要なことについては協議のうえ、甲の指示に従うこと。 （4）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 ア　乙は丙から受領したマニフェストのうち、産業廃棄物受領時に必要事項を記入のうえ、B１票、B2 票を丙に手渡すこと。 イ　乙は処分終了後、残るマニフェストに必要事項を記入の上、C２票を丙に、D 票、E 票を併せて教育委員会学校事務支援室に速やかに送付すること。 3　契約金額の支払い方法 1 ヶ月ごとの処分実績（搬入重量）を取りまとめのうえ、処分重量にｋｇあたりの単価を乗じて算出するものとする。なお、１ｋｇ未満は切り捨てとする。 乙は１ヶ月の実績を取りまとめたうえで、翌月中に請求書を送付するものとする。なお、請求書には各日ごとの処分重量が内訳として記載されていなければならない。 4　作業完了届の提出 乙は、1 ヶ月の実績を取りまとめたうえで、作業完了届を教育委員会学校事務支援室に提出するものとする。 5　その他 （1）本仕様書に明記の無い場合又は疑義を生じた場合においては、速やかに甲と協議すること。 （2）契約解除を行う場合は、甲・乙いずれの責に帰するものであっても、乙は契約解除段階で受入れを行っていた産業廃棄物については、その責において適正な処分の履行を行うものとする。 （3）甲は契約期間の間、乙の事業所において適正な履行がなされているか、確認のため訪問することができることとする。確認日は、前日までに甲から乙に伝達されるものとし、乙はこれを拒むことはできない。 （4）乙は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを必ず添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記載すること。

別紙１

学校・園一覧　ただし（南区）

	学校・園名	所在地	備考
１	九条弘道小学校	南、西九条春日町 13	
２	九条塔南小学校	南、西九条御幸田町 109	
３	南大内小学校	南、八条内田町 20-2	
４	唐橋小学校	南、唐橋西寺町 65	
５	吉祥院小学校	南、吉祥院船戸町 34	
６	祥栄小学校	南、吉祥院蒔絵町 14	
７	祥豊小学校	南、吉祥院三ノ宮町 23	
８	上鳥羽小学校	南、上鳥羽城ヶ前町 16	
９	大藪小学校	南、久世大藪町 62	
１０	久世西小学校	南、久世上久世町 454	
１１	凌風小中学校	南、東九条下殿田町 56	施設一体型の小中一貫校。また同校の学習施設（元東和小学校：南、東九条南烏丸町 19）を含む
１２	八条中学校	南、唐橋門脇町 35	
１３	九条中学校	南、西九条南小路町 1	
１４	洛南中学校	南、吉祥院落合町 31	
１５	久世中学校	南、久世殿城町 481-1	
１６	開建高等学校	南、唐橋大宮尻町 22	
１７	元塔南高等学校	南、吉祥院観音堂町 41	
１８	元陶化小学校	南、東九条中御霊町 55	
１９	元山王小学校	南、東九条東山王町 27	
２０	京都市南図書館	南、東九条南山王町 5-5	
２１	京都市吉祥院図書館	南、吉祥院池田町 1	
２２	京都市久世ふれあいセンター図書館	南、久世築山町 328	
２３			以上
２４			
２５			
２６			
２７			
２８			
２９			
３０			
３１			
３２			
３３			
３４			
３５			

産業廃棄物 処　分 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。
ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 （事業の区分）	☐ 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受託者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受託者が行う処分の 施設の処分能力	☐ 許可証のとおり

※ 受託者の委託業務が中間処分の場合

最終処分地について、いずれか選択して☑を記入し、不備のないようにすること。

☐ 最終処分先の許可証の写しを添付　　☐ 最終処分先を下記のとおり記載

最終処分先の所在地 **※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること**	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処分方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処分能力	☐ 許可証のとおり